



この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。	附 則（昭和六三年五月一二日法務省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。	附 則（平成元年六月五日法務省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。	附 則（平成二年六月八日法務省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。	附 則（平成三年四月二〇日法務省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。	附 則（平成四年四月一〇日法務省令第一九号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。	附 則（平成五年四月一日法務省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成六年六月一四日法務省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。	附 則（平成七年三月三〇日法務省令第二七号）
この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成八年四月一日から適用する。	附 則（平成八年五月一一日法務省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。	附 則（平成九年四月一日法務省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一〇年四月九日法務省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。	附 則（平成一二年三月二八日法務省令第一八号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	附 則（平成一三年四月一七日法務省令第三〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。	附 則（平成一四年四月一〇日法務省令第三二号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。	附 則（平成一九年四月二七日法務省令第四四号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	附 則（平成一九年四月二七日法務省令第三二号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の保護司実費弁償金支給規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。	附 則（平成二〇年四月一日法務省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二〇年五月三〇日法務省令第四二号）
この省令は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。	附 則（平成二三年四月二二日法務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二六年四月一日法務省令第一四号）
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（令和元年九月三十日法務省令第三八号）
この省令は、令和元年十月一日から施行する。	附 則（平成二五年五月一六日法務省令第一五号）